

裁判員裁判における国民の負担・不安の 軽減と充実した裁判の実現にむけて

谷脇 真渡

桐蔭横浜大学法学部

2008 年 9 月 15 日 受理

＜目次＞

1. はじめに
2. 裁判員裁判における国民の負担・不安の
軽減と充実した裁判の実現
3. むすびにかえて

1. はじめに

平成 16 年 5 月 28 日に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号。以下「裁判員法」という。）」が公布されて以来¹、最高裁判所、法務省・最高検察庁および日本弁護士連合会ならびに各地の裁判所、検察庁および弁護士会は、ホームページの作成、模擬裁判の実施や広報用映画の制作・上映会の開催、さらには各メディアを通じて裁判員制度の周知に努めている。また、制度の円滑な実施を実現するための関係法令の整備も進められ、平成 19 年 7 月 5 日には「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則²（平成 19 年最高裁判所規則第 7 号。）」³が、平成 20 年 1 月 17 日には「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十六条第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成 20 年政令第 3 号）」がそれぞれ公布さ

れている。そして、平成 20 年 4 月 18 日に公布された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行期日を定める政令」（平成 20 年政令 141 号）によって、裁判員制度の施行期日は平成 21 年 5 月 21 日となったが、平成 21 年の裁判員選任手続の一部などについては施行期日が 7 月 21 日とされ、たとえば、各地方裁判所による裁判員候補者の員数の算定、割当ておよび通知や各市町村の選挙管理委員会による裁判員候補者予定者名簿の調整⁴などについてはすでに手続きが開始されている。このように、制度の円滑なスタートにむけて着々と準備⁵が進むにつれて、各メディアで取り上げられる回数も多くなり、以前にも増して現実味を帯びてきている。

他方、裁判員制度導入自体に反対、あるいは導入自体は賛成であるが実施については延期を求める声も少なくない。最高裁判所が平成 20 年 1 月 7 日から 2 月 4 日にかけて全国で計 1 万 5000 人の 20 歳以上の男女を対象に実施した「裁判員制度に関する意識調査」⁶（以下、「意識調査」という。）においても、「裁判員裁判への参加意向」という項目で、「参加したい」と回答した者は全体の 4.4%、「参加してもよい」は同 11.1%であるのに対

Masato Taniwaki: Department of Law, Faculty of Law, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane, Aobaku, Yokohama 225-8502

し、「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない」は同 44.8%、「義務であっても参加したくない」は同 37.6%と消極派が多数を占めている⁷。もちろん、この結果は「参加意向」に対するものであって、消極派のすべての者が裁判員制度導入自体を否定的にとらえているわけではないと思われるが、導入を約 1 年後に控えた状況下では、不安の残る数字といわざるを得ない。参加に消極的な理由としてはさまざまなものが考えられるが、一般に国民の負担・不安が大きいことが挙げられている。しかし、この負担・不安は消極派だけではなく積極派にも当てはまるごとであり、前掲意識調査の「裁判員として参加する場合の心配及び支障」という項目（複数回答）を見ても、全体的に積極派よりも消極派の割合が高いという特徴はあるものの、（多少ばらつきはあるが）両者とも回答が多いものから順に、「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」、「素人に裁判が行えるのか不安である」、「裁判官と対等な立場で意見を発表できるか自信がない」、「身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」、「冷静に判断できる自信がない」、「裁判に参加することで仕事に支障が生ずる」、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り出す自信がない」、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生ずる」となっている。

そもそも裁判員制度は、司法制度改革審議会意見書でも指摘されているように、「一般的の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ができるようになる」との趣旨のもと導入されるのであるから、「一般的の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与すること」が前提とされている。しかし、国民目線の充実した裁判を実現するためには、国民に精神的な負担などを強いなければならない。そのため、できるだけ負担とならないよう制

度上もさまざまな配慮がなされているほか、たとえば最高裁判所は、国民の負担・不安を軽減するために、国民目線からホームページに「裁判員制度 Q & A」⁸を設け、制度についての説明および裁判員になるにあたって国民が抱いている疑問の解決あるいは負担・不安の軽減を図ろうとしている。結局、国民の協力が必要不可欠な裁判員制度を円滑に推し進めていくにあたって重要なのは、如何にして国民の理解を得ていくかにあることはもちろんのこと、如何にして国民の負担・不安を軽減していくかにあるといつても過言ではない。

そこで本稿では、「裁判員制度 Q & A」を参考にしながら、裁判員裁判における充実した裁判の実現にむけて、国民の負担・不安を如何にして軽減していくべきかという観点から考察してみたい。

2. 裁判員裁判における国民の負担・不安の軽減と充実した裁判の実現

国民の負担・不安を軽減するための 1 つの方策として挙げられるのが「公判前整理手続」の導入である。この手続は、刑事裁判の充実・迅速化を図るために、司法制度改革の一つとして、平成 17 年 11 月 1 日の改正刑事訴訟法から導入されたものであるが、裁判員法 49 条により、裁判員裁判の対象事件は、すべてこの手続に付さなければならぬことになっている。事実、「裁判員制度の対象となる事件の人員数、現在の平均審理期間および平均開廷回数（平成 19 年）」という資料⁹を見ると、裁判員制度対象事件の平均審理期間が全体で 7.8 月、平均開廷回数が同 5.2 回となっているが、公判前整理手続に付されたものだけを見てみると、それぞれ同 6.1 月、同 3.6 回となっており、とりわけ、否認事件においては、それぞれ同 11.2 月、同 7.6 回から、同 7.7 月、同 4.8 回と大幅に短縮されている。

この点、「裁判員制度 Q & A」においても、「新聞に出ているような何か月、何年も裁判

が続いている事件も裁判員が担当するのですか。」との問い合わせに対しては、「法律の定めている対象事件に当たれば、審理する期間に関係なく裁判員の担当する事件となります。もっとも、裁判員裁判では、多くの事件は数日で終わると見込まれています。つまり、これまでの裁判は、約1か月おきに間隔をあけて行われていたため、裁判員制度の対象となる事件についてみると、平均して約8か月かかっていましたが、実際に法廷で審理が行われる日数は6日前後でした。これからは、裁判員の負担も考慮され、できる限り毎日開廷されるようになるため、同じ事件でも、仮に平日に毎日開廷されれば、1週間程度で審理が終わる計算となります。しかも、ポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるよう、裁判官、検察官、弁護人の三者であらかじめ事件の争点や証拠の整理を行う（公判前整理手続）ことになるため、審理期間はさらに短縮されることが期待できるのです。」と回答し、また、「裁判員になったら、何日くらい裁判所に行かなければならぬのですか。」との問い合わせに対しては、「実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続（公判前整理手続）が行われます。また、できるだけ連日に開廷することになりますので、約7割の事件が3日以内で終わると見込まれています。事件によっては、もう少し時間のかかるものもあります（約2割の事件が5日以内、約1割の事件が5日超）。」と回答し、裁判員裁判において公判前整理手続の導入が迅速な裁判の実現と裁判員の負担・不安軽減に重要な役割を果たしていることを強調している¹⁰。

たしかに、集中審理、連日開廷が実現されれば、裁判員の負担・不安は軽減し、また国民の協力が得られやすいとは思うが、だ

からといって、過度に迅速化を推し進めることは、かえって負担・不安を助長するばかりか、裁判員裁判に対する国民の信頼も失いかねない。「裁判員制度Q & A」には、「裁判の迅速化は、誤審につながるのではないですか（じっくり考える必要があるのではないですか。）」との問い合わせがあるが、これに対しては、「刑事裁判は、人権に深く関わるものであり、社会の安定を図るためにも不可欠なものであって、適正かつ迅速に行わなければなりません。裁判員の参加する裁判でも、他の刑事裁判と同様に、充実した審理を迅速に行うことが要請されます。そこで、裁判員の参加する裁判では、すべての事件で公判前整理手続を行い、充実した公判を迅速に行うための準備をすることになっています。公判前整理手続では、その事件の争点は何か、争点を証明するために最も適切な証拠は何か、その証拠をどのような方法で取り調べることが最も分かりやすいかなどについて、裁判所、検察官、弁護人が相談します。その上で、審理を行う日程を調整し、判決までのスケジュールを立てます。こうした準備を十分にした上で審理を行いますので、裁判員として裁判に参加する国民の皆さんにも、審理の内容をよく理解していただけると思いますし、評議に必要な時間は十分確保しますので、議論を尽くした上で判断していただけると考えています。」と回答し、また、「予定されていた審理期間が伸びた場合はどうなるのですか。」との問い合わせに対しは、「審理期間については、公判前整理手続において、裁判所と検察官及び弁護人が協議をして、審理の進行について綿密な計画を立てますので、基本的に、審理期間が伸びることはないと考えています。万一、審理期間が伸びた場合、改めて裁判員の都合をお聞きすることになりますが、もし辞退事由に当たるような支障がある場合には、辞任の申立てをすることができます。」と回答している。しかし、たとえば、見通しが甘かったため、あるいは予想外に議論が白熱したため審理期間を延長せざるを得なくなったよう

な場合において、ある裁判員が辞退事由に該当するが補充裁判員が置かれていないような場合、新たに選任手続を行う必要があるが、その間、審理あるいは評議を中断しなければならず、かえって無駄な時間がかかってしまう可能性がある。なにより、審理期間を順守するため、十分な議論を尽くさないまま結論を出してしまったという事態も生じかねない。

さらに、証拠や争点が絞られすぎて、裁判自体が形骸化するおそれもある。これでは、充実した裁判など実現できず国民の信頼は得られない。したがって、国民の信頼が得られるような充実した裁判を実現するために、過度な迅速化に至らぬよう、また法律の素人である裁判員が関与する裁判であることを常に念頭に置いて慎重に審理計画が立てられることが望まれる。

ところで、裁判員の負担・不安として特に問題となるのは、前掲意識調査において上位を占めていたような「判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」、「素人に裁判が行えるのか不安である」、「裁判官と対等な立場で意見を発表できるか自信がない」あるいは「死刑を科すことに罪悪感がある」などの精神的負担・不安である。これらの負担・不安を軽減するための方策としては、たとえば、「対象事件を重大な事件ではなく軽微な事件にする」とか「裁判員には裁判官と同等の権限を与えない」など制度自体を見直すことを前提としたものが考えられるが、いずれにせよ、軽微な事件であっても自己の意見が何らかの形で裁判に反映されることに変わりはなく、たとえ罰金刑であっても被告人だけでなく被害者およびその家族の人生をも変えてしまう可能性は否定できない。すなわち、民事事件、刑事事件、重大な事件・軽微な事件を問わず裁判に関与する以上は、精神的負担・不安を払拭することはできないのである。しかし、いかなる裁判であれ、納得がいくまで議論を尽くすことができれば、裁判員の精神的負担・不安は大幅に軽減されるのではないかと思われる。というのは、たとえば、殺意

の有無あるいは量刑判断における死刑か無期懲役かという極めて重要な判断を迫られる状況で、裁判官や他の裁判員とともに侃侃諤諤と十分意見をたたかわせ、納得した上で出した結論であれば、納得がいくまで議論を尽くさなかった場合よりも裁判員は自己の下した判断に自信と誇り、そして責任が持てるはずだからである。

裁判員は、評議において法律の素人でありながら法律の専門家である裁判官と独立かつ対等の立場で自己の意見を述べることができるのであるが、今まで経験したことのない独特の雰囲気や状況の中で、素人的な意見とはいえ抵抗なく発言できる者はさほど多くはないと思われる。だからこそ、裁判員法 66 条 5 項が規定するように、裁判長は、評議において、裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう配慮しなければならないのである¹¹。裁判員が自らの意見を積極的に述べることにより、裁判官に刺激を与え、国民の社会常識を反映した説得的で国民の信頼が得られるような結論を導くことができる所以である。このように考えると、裁判員はもちろんのこと裁判長の果たす役割が非常に重要であることがわかる。しかし、あまりにも裁判長がイニシアチブをとりすぎると、たとえば、裁判長の意見へと誘導したり、裁判員に意見を述べる機会を十分に与えなかつたり、“Yes・No”でしか発言させないことにもなりかねない。これでは、国民の社会常識は反映されたことにはならず、制度の趣旨に悖ることになる。また、実際上の問題として、難解な法律用語をわかりやすく説明するとしても、それを単純化して説明するか、それとも内容を単純化せずに懇切丁寧に説明するかでは、裁判員がその用語に対して持つイメージが大きく異なり、場合によっては、同種事案でありながら合議体ごとに結論にばらつきが生じる可能

性もある。さらに、合議体の構成員が六人も増え、一人ずつ意見を述べさせるだけでも相当時間がかかることが予想される。これらの問題を解決するにあたっては、裁判長の力量が大きくかかわっている。とはいえ、解決を裁判長個人に任せてしまうのは酷なだけでなく、他の合議体との統一も図れないから、この点についての裁判所の積極的な対応が望まれる。

3. むすびにかえて

以上のように、裁判員裁判において、裁判員の負担・不安を軽減するとともに充実した裁判を実現するための最善の方策は、迅速な裁判の実現と納得のいくまで議論を尽くしてもらうことである。もっとも、一見、矛盾関係にあるような両者をどのように調和させていくかは、具体的な事案によっても異なるので一概にはいえないが、今後、事案が集積されることによってある程度は解決していくであろう。また、裁判員裁判においては、裁判長の果たす役割が特に重要であるものの、裁判のプロとはいえ裁判員裁判には不安があり導入当初から本来の力を発揮することは難しいかもしれないが、裁判員とは異なり裁判官は経験を積み重ねていくことができるのであるから、それによりスキルアップとともに不安が解消されていくであろう。

このように考えると、少なくとも裁判員制度がある程度軌道に乗るまでは、多少時間的なゆとりを持って実施される必要があると思われる。この限りで、当初想定されている審理期間、すなわち迅速な裁判は実現できないかもしれないし、また裁判員に負担を強いなければならぬかもしれない。しかし、そうでなければ、導入当初から迅速な裁判にとらわれるあまり、裁判の質を落としてしまうことにもなりかねない。われわれは裁判員だけでなく被告人あるいは被害者およびその家族になる可能性もあるのである。当事者だけでなく国民の誰もが納得するような結論に至る

ためにも、十分な議論を尽くさなければならず、そのための環境を整備することが優先されなければならないのである。これにより、充実した裁判が実現できるとともに裁判員の精神的負担・不安は軽減されるものと考えられる。

最後に、裁判員は非常に責任の重い、また負担の多い職務であるが、裁判員制度は国民の理解、協力が不可欠である以上、今後、国民自身が裁判員として裁判に参加することを負担ではなく、むしろ誇りとして受け止められるような環境を整備していくことも必要であることを指摘して、むすびにかえたい。

<注>

1 平成 19 年 5 月 22 日に一部改正（平成 19 年法律第 60 号）され、部分判決制度が導入されることになった。

2 なお、平成 20 年 5 月 21 日に一部改正（平成 20 年最高裁判所規則第 5 号）されている。

3 これにより、裁判員法の具体的運用などのほか、国民に関心が高いと思われる日当や旅費（交通費）の額が明らかになった。ちなみに、日当について、裁判員及び補充裁判員は上限 1 万円、裁判員候補者は上限 8 千円となった。

4 全国の地裁が作成する来年（平成 21 年）の裁判員候補者名簿に登録される人数は 29 万 4960 人で、昨年（平成 19 年）の有権者数（約 1 億 385 万人）を基に試算すると、名簿に載る確率は全国で 352 人に 1 人の割合で、1 事件あたり 100 人という計算になるそうである（平成 20 年 8 月 26 日付読売新聞朝刊）。

5 これに関連して、最高裁判所は、各地方裁判所に呼び出す裁判員や裁判員候補者の日当や旅費として、来年度予算に約 32 億円を概算要求する方針が決められた。その内訳は、日当が約 20 億円、旅費は約 12 億円で、旅費には交通費のほか、宿泊費も含まれている。年間の事件数を約 3600 件と想定して算出したようである（平成 20 年 8 月 27 日付読売新聞朝刊）。

6 最高裁判所・裁判員制度 (http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/08_04_01_isiki_tyousa.html)

7 調査結果によると、年代別では若い年代が、職業別では学生が、認知項目数別（裁判員

- 制度についての情報数)ではより多くの情報を有している者が参加に積極的である。なお、職業別ではとりわけ専業主婦・自営・自由業者や無職者が参加に消極的である。
- 8 最高裁判所・裁判員制度 (<http://www.saibanin.courts.go.jp/qa/index.html>)
 - 9 最高裁判所・裁判員制度 (<http://www.saibanin.courts.go.jp/shiryo/index.html>)
 - 10 ちなみに、「裁判は1日に何時間くらい行われるのですか。」との問い合わせに対しては、「1日にどのくらいの時間、裁判を行うかは、事件ごとに異なりますが、事件の内容や裁判員の負担なども考慮して、その都度決めていくことになります。ただ、丸1日かかる事件でも、裁判の前後に裁判員と裁判官との打合せをすることが考えられますし、昼食時間も当然ありますので、法廷で裁判が行われる時間は、通常は1日5時間程度と考えられます。」と回答している。
 - 11 規則50条も、「構成裁判官(法第六条第一項に規定する構成裁判官をいう。)は、評議において、裁判員から審理の内容を踏まえて各自の意見が述べられ、合議体の構成員の間で、充実した意見交換が行われるように配慮しなければならない。」と規定している。

※校正段階で、裁判員制度に関して注目すべき重要な動きがあったので、いくつか簡単に紹介しておく。

①政府は、11月21日に定年を迎える島田仁郎最高裁長官の後任の第17代長官に裁判員制度導入を推進してきた竹崎博允東京高裁長官を指名する人事を正式に決定した。最高裁判事を経ずに就任するという異例の人事である(平成20年10月31日(金)付読売新聞夕刊)。

②最高裁判所は、裁判員制をPRするため、11月10日より12月7日までテレビCMを放映している。最高裁がテレビCMを作成し放映するのは初めてのことである。

③最高裁判所の司法研修所が11月11日に公表した裁判員制度を巡る研究報告によると、裁判員裁判の控訴審のあり方につき、控訴審は、第一審判決に重大な誤りがないかのチェック機能にとどまるべきで、第一審判決

を「破棄する場合は例外的なものに絞り込まれる」とした。事実認定については、第一審の「判断が経験則上、明らかに不合理な場合でない限り」、また量刑判断についても「不合理であることが明らかな場合を除き」、第一審の判断を尊重すべきであるとした。もっとも、公判前整理手続で証拠を絞りすぎた結果、重要な証拠が審理されなかつた場合には、第一審判決を破棄できるとした。そのほか、精神鑑定の手続や難解な法律用語の解釈方法など、裁判員裁判を円滑に運用するための指針が示された(平成20年11月12日(水)付読売新聞朝刊)。